

## 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/3)護岸地下水

単位: Bq/L(塩素除く)

	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9 <sup>(注)</sup>	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取日							2月28日	2月28日			2月28日	2月28日	2月28日	2月28日	2月28日
採取時刻							7:58	8:27			7:24	8:06	7:36	8:17	7:45
塩素(単位: ppm)							—	—			—	—	—	—	—
Cs-134(約2年)							ND(0.35)	1,300			ND(0.42)	35	ND(0.58)	ND(0.41)	0.94
Cs-137(約30年)							ND(0.47)	21,000			0.55	590	ND(0.70)	4.4	12
その他 γ	Co-60(約5年)						ND	27			ND	ND	ND	ND	ND
	全β						29,000	160,000			ND(12)	2,000	37,000	25,000	60,000
H-3(約12年)							38,000	1,900			1,100	24,000	1,200	250	23,000
Sr-90(約29年)							—	—			—	—	—	—	—

	1.2号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 <sup>(注)</sup>	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 <sup>(注)</sup>	3.4号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取日															
採取時刻															
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)															
Cs-137(約30年)															
その他 γ	Co-60(約5年)														
	全β														
H-3(約12年)															
Sr-90(約29年)															

\* 太枠内が今回公表データ。他は2月29日にお知らせ済み。

\* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「—」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。

(注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

## 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/3)護岸地下水

単位: Bq/L(塩素除く)

	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9 <sup>(注)</sup>	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取日							3月3日	3月3日	3月3日		3月3日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日
採取時刻							7:31	8:00	6:59		7:09	7:40	7:03	7:50	7:22
塩素(単位: ppm)							—	—	—		—	—	—	—	—
Cs-134(約2年)							ND(0.50)	1,400	140		ND(0.44)	35	ND(0.39)	ND(0.30)	ND(0.37)
Cs-137(約30年)							ND(0.52)	23,000	2,200		ND(0.52)	540	ND(0.46)	3.8	ND(0.52)
その他 γ	Co-60(約5年)						ND	17	ND		ND	ND	ND	ND	ND
	全β						31,000	160,000	11,000		ND(12)	1,800	39,000	26,000	65,000
H-3(約12年)							分析中	分析中	分析中		分析中	分析中	分析中	分析中	分析中
Sr-90(約29年)							分析中	分析中	分析中		分析中	分析中	分析中	分析中	分析中

	1.2号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 <sup>(注)</sup>	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 <sup>(注)</sup>	3.4号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取日	3月3日														
採取時刻	7:16														
塩素(単位: ppm)	—														
Cs-134(約2年)	ND(0.88)														
Cs-137(約30年)	2.6														
その他 γ	Co-60(約5年)	ND													
	全β	200,000													
H-3(約12年)	分析中														
Sr-90(約29年)	—														

\* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き( )内に検出限界値を示す。  
 \* 測定対象外の項目は「—」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。  
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

## 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(3/3)海水

単位: Bq/L

	福島第一 5,6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東波除堤北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側			※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日				
採取時刻	7:30	7:25	7:20	7:05	7:10	6:50	7:18	7:16				
Cs-134 (約2年)	ND(0.39)	ND(0.45)	ND(0.43)	ND(0.43)	ND(0.61)	ND(0.49)	ND(0.50)	ND(0.27)			60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.59)	ND(0.48)	ND(0.54)	1.1	4.1	ND(0.65)	ND(0.57)	ND(0.32)			90	10
全β	—	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	11	ND(13)	12				
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—			60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—			30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)		※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	3月3日	3月3日	3月3日	3月3日								
採取時刻	7:12	7:10	7:20	7:14								
Cs-134 (約2年)	ND(0.33)	ND(0.38)	ND(0.36)	ND(0.47)							60	10
Cs-137 (約30年)	0.30	ND(0.33)	ND(0.29)	ND(0.51)							90	10
全β	17	ND(11)	16	14								
H-3 (約12年)	—	—	—	—							60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—							30	10

- \* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。
- \* 測定対象外の項目は「—」と記す。
- \* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])